平成 26 年度福岡県包括外部監査の結果報告書(概要版)

福岡県包括外部監査人 工藤 雅春

平成26年度包括外部監査の概要をご報告いたします。

第1 監査の概要

項目	内容					
1. 監査の 種類	地方自治法第 252 🦸	地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査				
 選定した特定の事件(テーマ) 	高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について					
3. 監査対	原則として平成 25 年度とし、必要と認めた場合、平成 26 年度及び平成 24 年度					
象期間	以前の年度について	原則として平成 25 年度とし、必要と認めた場合、平成 26 年度及び平成 24 年度 以前の年度についても監査対象とした。				
	①福岡県の高齢者施	軍策を実施する以下の課				
	部名	課名				
	新社会推進部	県民文化スポーツ課				
4. 監査対	保健医療介護部	健康増進課、保健衛生課、医療指導課、高齢者支援課、				
象機関(部		介護保険課				
局)	福祉労働部	福祉総務課、子育て支援課、保護・援護課、新雇用開発課				
/HJ/	建築都市部	住宅計画課				
	②上記の課の高齢者施策に関連し、財政的援助を与えている以下の団体					
	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会					
	公益社団法人福岡県老人クラブ連合会					
	公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会					
	我が国が抱える重	i要な課題の一つとして高齢化問題がある。				
	国立社会保障・人	口問題研究所の「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月推計)				
5. 特定の	によれば、総人口に	工占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 32 年 29.1%、平成				
事件(テー		52年36.1%、平成62年38.8%、平成72年には39.9%になり、				
マ)を選定	急激に高齢化が進んでいくことが予想されている。					
した理由	福岡県においても全国と同様に推移していくことが予想され、県内の高齢者人					
		月 1 日現在 123 万人(前年度 118 万人)で、総人口の 24.1%				
		と占めている。前年比で高齢者人口は4万7千人増加し、高齢				
	化率は 0.9 ポイント	上昇となり、確実に高齢化が進行していることがわかる。				

項目	内容
	このような中、福岡県においては、第6次「福岡県高齢者保健福祉計画」を策
	定し、「高齢者がいきいきと活躍でき、介護や支援が必要になっても、住み慣れた
	地域で安心して生活できる社会づくり」を目指し、施策に取り組んでいる。
	高齢者施策は、現状でも人口の約4分の1を対象とした重要な施策であるが、
	高齢化の進行によりその割合はますます増加し、医療・介護等の社会保障費は今
	後さらに増加していく。一方で、少子化により生産人口はますます減少し、一人
	当たりの税負担が増していく中、より少ない経費で、より効率的な施策の実施が
	求められる。
	そのため、現状の高齢者施策の実施状況を検討し、今後の高齢者施策の適正か
	つ効率的な運営につなげることが有用であると考え、特定の事件として選定した。
	(1) 監査要点
	高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について、地方自治法第 2
	条第 14 項及び 15 項の規定の趣旨である「住民福祉の増進に努めるとともに、
	最少の経費で最大の効果」、「組織及び運営の合理化」が達成されよう実施され
	ているか否かについて、3E(有効性-Effectiveness、効率性-Efficiency、経済
	性-Economy)、真実性、適法性、公平性の視点から監査を実施した。
6. 監査の 方法	(2)主要な監査手続 (事前調査) ①福岡県における高齢者施策として一般に公表されている情報に基づき、高齢者施策担当各課の実施状況を把握するアンケートを実施。 ②アンケートに基づき、高齢者施策担当各課の事業概要についてヒアリングを実施し、監査対象機関を絞り込み。 (監査実施) ③関係部署から提供を受けた高齢者施策に関する資料を閲覧及び担当者へのヒアリングを実施。 ④県の高齢者施策と関連のある財政的援助団体に対し、実地調査を実施。補助事業の執行状況について、事業管理資料・決算資料、帳票類の閲覧、ヒアリング等を実施。 ⑤社会福祉法人の現況調査の情報に基づく財務分析
 7. 監査の	少任云悟性伝入の死化調査の情報に塞りく対拐力 が
実施期間	平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
8. 外部監	 包括外部監査人 公認会計士 工藤 雅春
査人及び補	補助者
助者	

第2 監査対象の概要

1. 福岡県における高齢化の状況

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月推計) によれば、我が国の高齢化の状況をみると、平成 22 年の高齢者人口約 2,948 万人。総人口に占める高齢者人口の割合は約 23%。その後、平成 42 年 (2030 年) には高齢者人口は 3,684 万人。総人口に占める高齢者の割合は 31.6%に増加すると見込まれている。

本県の高齢化の状況をみると、平成22年の高齢者人口は約113万人。総人口に占める高齢者人口の割合は約22%。その後平成42年(2030年)には高齢者人口約148万人。総人口に占める高齢者の割合は31.6%となり、全国の状況と同様に増加していくと見込まれている。

2. 福岡県の計画

(1) 福岡県総合計画

福岡県の策定した総合計画(平成24年度から平成28年度までの5年間)では、目指すべき目標を「県民幸福度日本一」として掲げている。そして、「県民幸福度日本一」の基本である、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させるため、その実現のための「10の事項」の実現に取り組むとしている。

高齢者施策に関する方針は、この「10 の事項」のうち、「3 高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること」において示されている。

(2)福岡県高齢者保健福祉計画(第6次)

福岡県では、「高齢者がいきいきと活躍でき、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会」の実現をめざし、高齢者を取り巻く社会状況の変化や高齢社会をめぐる重要な課題に対して、基本的な政策目標を定め、施策の方針を明らかにするため、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体のものとした「高齢者保健福祉計画」(平成24年度から平成26年度までの3年間)を策定している。

3. 福岡県の高齢者施策の予算規模

平成 25 年度一般会計歳出予算は、全体で 1,631,703,467 千円である。このうち高齢者施 策に位置づけられる予算は 133,388,812 千円で、一般会計全体の約 8%を占める。

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

「I. 各論 (結果及び意見)」において、個別の高齢者施策についての結果及び意見を記載した。 「II. 総論 (意見)」において、包括外部監査全体を通しての意見を記載した。

I. 各論(結果及び意見)

- 1. 結果及び意見の概要
- (1) 指摘・意見の区分

監査により検出された事項について、以下の観点から総合的に判断し、指摘と意見とに 区分している。

区分	内容
指摘	短期的に是正措置を講ずる必要がある事項、誤り・不当・不正なもの
辛日	長期的に改善すべき事項、誤り・不当・不正のうち軽微なもの
意見	有効性・効率性・経済性の視点からの提言

(2) 部署別 指摘・意見件数

部	課	指摘	意見
新社会推進部	[1]県民文化スポーツ課	5	3
	[2] 健康増進課	1	1
	[3] 保健衛生課	_	
	[4] 医療指導課		
但佛尼安众 禁如	[5-1] 高齢者支援課(企画管理係)	7	2
保健医療介護部	[5-2] 高齢者支援課(施設整備係)	_	8
	[5-3] 高齢者支援課(施設運営係)	1	3
	[5-4] 高齢者支援課(監査指導係)	_	6
	[6] 介護保険課	1	5
	[7] 福祉総務課	1	6
行为[<i>兴</i> 禹力]	[8] 子育て支援課	1	2
福祉労働部	[9] 保護・援護課	_	4
	[10] 新雇用開発課	_	5
建築都市部	[11] 住宅計画課	_	5
	福岡県社会福祉協議会	_	1
財政的援助団体	福岡県シルバー人材センター連合会	_	(1)
	福岡県老人クラブ連合会	_	_
_	合計	17	51

⁽⁾ 県の部署に対する指摘・意見と同一の区分で記載しているため、再掲。

(3) 指摘・意見の一覧

部	事	指摘				
署	業	意見	項目	要旨	頁	
[1]県	民文化	スポーツ	·			
	1. ねんりんスポーツ・文化祭開催事業					
			①仕様書の明確	仕様書について、実施イベントの回数や規模が定められて	97	
		指摘	化について	いない。仕様書への実施規模の記載が必要である。	27	
			②事業報告の検	事業報告の提出を受けた段階で、大きく変動しているもの	28	
			証について	については、内容を確認することが必要である。	20	
			③再委託の規定	委託契約書において、再委託に係る規定が整備されていな		
			整備について	い。契約書において再委託に関する規定を整備する必要が	29	
			正洲にン	ある。		
				委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命		
			①委託先の選定	随意契約となっている。特命随意契約に当たっては、受託		
			について	者が受託するに当たっての能力的な十分条件だけでなく、	29	
				その相手以外に候補者が存在しないという必要条件につい		
		意見		て慎重に検討する必要がある。		
				多数の参加者を集客できるメリットを生かし、協賛を募り、		
			②広告収入の検	広告収入や、寄付を得るなど収益化の方法を検討すること	30	
			討について	で、開催経費の圧縮のみならず、イベントの活性化につな		
				げる効果が得られるのではないかと思われる。		
	2. 5	月るい長	寿社会づくり推進事 -			
			(C) / (1) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	仕様書の記載が不明確である。仕様作成に当たっては、事		
			①仕様書の明確	業内容のみならず、事業目的達成のために必要な開催回数	31	
			化について	や、目標参加者数など適切な事業規模を織り込んだ仕様書		
		指摘		を作成すべきである。		
			(a) to to to to	当事業の参加者は広く高齢者を対象としている。しかしな		
				がら、現状では、老人クラブ加入者を対象としている。参	33	
			設定について	加者募集に当たっては、老人クラブ加入の有無にかかわら ず、広く高齢者一般に対して募集することが望まれる。		
				9、 仏 、 同断		
		意見	①委託先の選定	随意契約となっている。委託先については、他に実施可能	22	
		尽允	について	な団体がないか否か慎重に検討を行う必要がある。	33	
[9]健	康増進					
			 療センター			
	т. р	·마스H게디(스)	W ~ /	仕様書において、委託内容の記載はあるものの、規模が定		
			①仕様書の明確	められていない。仕様作成に当たっては、事業内容のみな		
		指摘	化について	らず、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加	36	
			1010 74.0	おり、事業日的屋成のために必要な開催回数で、日保参加 者数などの事業規模を設定した仕様書を作成すべきである。		
				ロ外なといず未が快を敗止した山水百でFMリーででかり。		

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
[5-1]			①事業実績の把握について	現状の事業実績報告では、どの委託項目を実施したものであるか明確になっておらず、把握が困難である。委託している事業が、適切に実施されているか否かを把握する必要があるため、報告方法の改善が必要である。	36
	1. 請	認知症地:	域医療支援事業	1	
			①認知症サポート医養成研修に おける事業の目標管理について	県には、現時点でサポート医養成者数の地域ごとの年次計画等はない。事業を実施し評価する上で、成果養成目標・計画を設定しておくべきである。	42
		指摘	②かかりつけ医 認知症対応力向 上研修における 受講状況につい て	かかりつけ医の修了者数について、目標に対して大幅に未達となっている。当初設定した目標が妥当か否かを検討し、 妥当な目標であれば達成のために必要な対策を講じる必要がある。	43
		**	①認知症サポート医フォローアップ研修における受講対象について	研修対象者である医師の受講者全体に占める割合は25%に留まっている。対象者の範囲を広げることで、サポート医のフォローアップに焦点を絞った深度のある研修とはならない可能性がある。	44
		意見	②事業管理と組 織間の連携につ いて(認知症サ ポート医フォロ ーアップ研修)	相互に関連する事業を別々の課で担当している。今後、事業間のさらなる連携強化を図るとともに、より効率的・効果的に運営できる体制となるよう、必要に応じ見直しを行っていくことが望まれる。	45
	3. 7	高齢者総	合相談センター(シ	/ルバー110番)	
		指摘	①委託内容を超 える事業の実施 について	委託内容に含まれていない事業が実施されていた。委託内容と実施した内容との対比により、委託内容と相違がないか把握することが必要である。	49
	4. 3	介護実習	普及センター運営	常事業	
			①事業の目標等 に関する PDCA について	目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。研修の開催回数や参加者数を指標とする PDCA サイクルの導入が望まれる。	51
		指摘	②仕様書に沿っ た事業実施につ いて	個別研修単位では、仕様書で求める開催日数を満たしていない研修がある。事業管理を適切に行い、仕様の変更をする際には適切な手続きを踏んだ上で行うよう指導すべきである。	52

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
			③再委託先の適 正な選定につい て	ブランチの再委託先選定に当たり、当再委託先から見積も りを徴取していない。再委託に際し適切な選定かつ、適切 な委託料の執行がなされているか否かについて、管理する 必要がある。	53
	5.	福祉サー	ビス苦情解決事業	,	
		意見	①事業実績の管理について 【福岡県社会福祉 協議会への意見】	相談件数及び問合せ件数の大幅な伸びにも関わらず、事業 費は前年度並みに据え置かれている。適切に事業費を算出 するため、相談件数と対応人員とを適切に見込むことによ り、事業費を毎年度見直すべきである。	56
	7.	宅老所支	援費		
		指摘	①事業の目標等 に関する PDCA について	目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつなげる PDCA サイクルの導入が望まれる。	59
[5-2]	高齢者	支援課(カ	拖設整備係)		
	1.	介護施設	開設準備等事業費補	前助金	
			①補助対象について	事業者の中には補助金等を受領しなくても、自力で開設・ 増床等を行うことが可能な事業者もあるのではないかと思 われる。今後、内部留保の取り扱いと補助制度の在り方に ついて、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必 要があると思われる。	63
		意見	②取引業者について	事業者と何らかの関係が推定される業者との取引がある。 法律上の規制は特に設けられていないが、補助金を受領していることや疑惑を招きかねないことを踏まえると、随意契約ではなく、競争入札とするなどの対策を講じることが望まれる。	64
	2.	介護基盤	緊急整備基金事業費		
		意見	①補助金支給対 象施設の財政状 況について	施設運営を主に行っている社会福祉法人が、剰余金を多額に法人内部に内部留保し、社会に還元していないという指摘が全国的な問題として取り上げられている。内部留保の取り扱いと補助制度の在り方について、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必要があると思われる。	68
	3.	高齢者福	祉施設等施設整備費	骨補助金	
		意見	①社会福祉法人 における設計監 理委託の特命随 意契約について	補助の対象となる施設の設計監理委託について、複数業者 からの見積書も徴取しておらず、特命随意契約されている 事例が見受けられた。設計監理についても競争入札を要件 とすることが望まれる。	71

部	事	指摘	項目	要旨	頁
署	業 -	意見	②社会福祉法人 における利益相 反行為について	利益相反行為が行われる場合には、理事に有利な契約が締結される可能性があるため、慎重な検討が必要である。また、委託費が適正な金額であったかどうかの検証は不十分であり、今後はこのような点も考慮すべきである。	72
	4. 4	 介護保険:	 地域支援事業交付金		
		意見	①対象とする事 業について	福岡県全体で高齢者向け施策を推進するために、たとえば、 市町村独自に実施している施策と県が実施する施策を整理 した「市町村別事業マップ」を整備することにより、事業 の実施主体を問わず、地域別にどのような事業をどの団体 (自治体、外郭団体、民間事業者等)が実施しているかを 明示し、市町村へ情報提供することが必要と思われる。	75
	5. ±	也域支え	合い体制づくり事業		
		意見	①事業実績の検 証について	補助事業の実績報告の検証に当たっては、補助により購入した備品等が有効に活用されていることを確かめる必要があると思われる。	78
	6. 1	高齢者等	在宅生活支援事業	(福岡住みよか事業)	
		意見	①事業の有効性 について	当事業と関連があるバリアフリーアドバイザー事業(建築都市部住宅計画課)の派遣実績は、年間わずか 20 件である。現在のまま推移するのであれば、窓口を一本化した方が効率的である。また、連携不足により当事業の周知活動が足りないのであれば、バリアフリーアドバイザー派遣事業と当事業(バリアフリー工事補助)とを連携するべきである。	81
[5-3]	高齢者	支援課(カ	拖設運営係)		
	1.	身体拘束	廃止推進事業		
			①事業に伴う収入の取り決めについて	契約書、仕様書等において参加者収入の取り扱いが触れられていない。事業に伴う収入についても約定する必要がある。	83
		意見	②事業実績報告 における決算に ついて	事業実績報告書における、当事業の決算書では、受講料収入が記載されておらず、委託料のみが収入として計上され、 支出は収入と一致するよう記載されている。事業に係るすべての収益、費用について、実績報告で記載を求めることの検討が必要であると思われる。	83
	2.	介護職員	喀痰吸引等研修		
		指摘	①委託先の選定 について	委託先選定については、単独見積もりにより選定し、特命 随意契約としている。過年度実績に基づき単独見積もりと することなく、委託先を選定すべきである。	86

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁	
有			 等技能向上支援事業	6		
[5-4]		意見	①事業実績について	事業実績が計画に対し大幅に未達である。利用者のニーズ を把握したうえで事業を開始し、効率的に実施することが 求められる。	89	
	1. 1	社会福祉	法人指導監督事務費			
			①指導監査対象 法人及び施設の 選定について	県における社会福祉法人の指導監査は「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(厚生労働省通知)によっているとのことであったが、当通知どおりには指導監査が実施されていない。当通知に従って、県における社会福祉法人の指導監査のうち、一般監査は2年に1回実施すべきである。	94	
			②現況報告書について	現況報告書として提出された書類を見ると、記載内容等が 統一されていない。少なくとも提出書類については統一す べきである。	96	
			③貸付金について	高額な貸付金残高を計上している法人がある。県の監査に おいても、継続的に指導を行っている。今後とも改善指導 が必要である。	97	
		意見	④役員報酬につ いて	役員報酬を計上している法人が散見されるが、役員に報酬を支給する執務実績があるか否か把握する必要がある。役員報酬の適正支給額については議論の余地があるが、勤務実態のない役員への支給は論外であるため、勤務実態に応じた支給を指導すべきである。	97	
			⑤借入金につい て	県外の学校法人より借入を行っている社会福祉法人がある。 社会福祉法人が学校法人から資金の借入を行うことは、不 適切な取引であるため、当該取引を解消すべきである。	99	
			⑥指導監査結果 通知の改善措置 について	指導事項を見ると、同様の指摘が散見されたことから、複数の法人に対して重複して指摘する項目については、事前に周知することにより「予防」することが可能ではないかと思われる。	99	
[6]介	[6]介護保険課					
	1. 3	介護支援 指摘	専門員実務研修受請 ①介護支援専門 員実務研修にお ける実施報告に ついて	株試験・養成研修事業 指定機関1団体から事業報告書が提出されていなかった。 県は、指定機関が適切に事業を実施しているか否かを確認 するため事業報告が必要なはずである。事業報告書が期限 内に提出されなければ、すみやかに提出を求める必要があ	102	
				る。		

部署	事業	指摘 意見	項目	要旨	頁
	<i>></i> 1¢	76.70	①介護支援専門		
			員実務研修受講	委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命	
		意見	試験における申込	随意契約となっている。委託先の選定については、他に実	102
			み受付業務の委	施可能な団体がないかどうか検討を行う必要がある。	
			託先選定について		
	2. 3	介護支援	専門員支援事業		
			①委託先の選定		
			について(介護支	委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命	
			援専門員現任研	随意契約となっている。委託先の選定については、他に実	104
			修、主任介護支援	施可能な団体がないか検討を行う必要がある。	
			専門員研修)		
		意見	②受講料収入の		
			取り扱いについ	受講料収入の取り扱いについては、契約書、実施要領等に	
			て(介護支援専	おいて特段定められていない。受講料の取り扱いについて	105
			門員現任研修、	は、受講料が実費相当か否かに関わらず、契約書等におい	105
			主任介護支援専	て明記すべきである。	
			門員研修)		
	3. %	介護サー	ビス事業者指導・育	6成事業	
		意見	①指導監査にお ける実施計画の 策定について	実施計画について、年間の予定件数のみで、実施先、実施 時期は定められておらず、実施計画としては具体性が乏し い。より具体的な計画・効果的な指導実施先の選定が求め られる。	107
	10.	介護サ	ービス適正化事業		
		意見	①ケアプランチ ェックソフトの 活用について	ケアプランチェック実施による金額的な影響を算出できれば、当事業が介護給付の適正化にどれだけの成果を上げることができたのかをより明確に把握することが可能となるものと考える。	121
[7]福	祉総務	課			
	1 —	1. 老人	クラブ助成事業		
		意見	①目標値と実績 との乖離につい て	目標と実績との間に乖離のある状態が続き、しかも乖離幅が拡大傾向にあるため、改善策の検討などの事業の見直しや目標設定の見直し等が行われるべきであるが、詳細な検討が行われていない。目標値が適切であったかという点から検討すべきであり、目標実現のための具体的計画値の設定の在り方について見直しが必要である。	125

部	事	指摘		777	_
署	業	意見	項目	要旨	頁
	1 -	3. 市町	村老人クラブ連合会	★健康づくり事業	
		意見	①事業の実施方 法について	補助の対象となった事業を実施した市町村は、57 件中 25 件に留まっており、県全体へ公平な事業が実施されていたか否か判断し難い。県全体としての助成の状況を担当課が把握できていないため、大局的に施策や各課の役割分担を決めたうえで、他部署の事業と重複したり、逆に欠如したりしないようにすることが望まれる。	128
	1 —	 5.高齢	L 者相互支援推進・啓	 	
		意見	①実績の確認方法について	目的の達成度を確認するための実績件数の捉え方が明確で はない。今後は適切な成果指標を目標とすることが望まれ る。	131
	1 —	6.新し	い老人クラブ活動で	づくり支援	
		指摘	①魅力ある老人 クラブへの転換事 業における事業の 主要実施項目の 策定について	幅広い業務を一つの補助事業にすると、当該事業の継続の 要否の判断や必要な事業予算の策定が困難となる。	132
			①魅力ある老人クラブへの転換事業における補助の普及率に関するPDCA について	目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながる PDCA サイクルの導入が望まれる。	133
		意見	②高齢者ネット ワーク推進事業 における補助の 普及率に関する PDCA について	目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながる PDCA サイクルの導入が望まれる。	134
	1 —	7. 高齢	者団体支援事業費	(総論)	
		意見	高齢者団体支援 事業費総論	高齢者向け施策が多様化しているため、福岡県老人クラブ連合会の位置付けを再検討すべきである。また、福岡県老人クラブ連合会に期待する事業や役割を見直すにしても、県の担当課は複数にまたがっている。現状のままでは高齢者向けの施策を全体的、統一的に検討することが困難であると思われるため、当該施策を俯瞰して運営できるような体制を検討することが望まれる。	135

部署	事業	指摘 意見	項目	要旨	頁
[8]子	育て支	接課			
	1. 高齢者子育て支援推進事業				
		指摘	①委託先の管理について	委託先である福岡県シルバー人材センター連合会の資料を 閲覧したところ、県の承認を得ていない再委託や、同団体 の経理規定に反した財務処理が見られた。県は、委託者と して、調査、報告、監査が認められており、委託先の適切 な管理が必要である。	140
		意見	①委託先の選定 について	委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命 随意契約となっている。仮に他に必要条件をクリアできる 団体があるのであれば、競争原理を働かせるためにも、単 独見積もりとするのではなく、価格その他の条件から最も 有利なものを落札者とする公募型プロポーザル方式による 委託先選定を検討すべきである。	141
			②70 歳現役セン ター内設置コー ナーの稼働状況 について	子育てマイスターコーナーでの対面による相談は年間で42 件にとどまっている。訪問者が少数である理由の分析や事 業周知により、より高い効果の得られる運営が求められる。	142
[9]保	護・援	護課			
	1. 4	生活福祉	資金貸付事業		
			①事業実績の管 理について	貸付金の償還状況が極めて悪い。貸付事業は貸付けた後、 回収するまでが一連の事務手続であるため、「福岡県生活 福祉資金貸付規程」において、債権管理や債権放棄等に関 する定めを整備する必要があると考える。	146
		意見	②延滞債権について	健全債権、長期滞留債権ともに償還率が非常に低いため、 債権回収の体制を強化する必要がある。福岡県社会福祉協 議会としては督促等を実施しているとのことであるが、督 促方法の見直し等の対応を図るよう求めるべきと考える。	147
			③福岡県社会福 祉協議会におけ る生活福祉資金 特別会計の財政 状況及び徴収不 能引当金について	実態に即した引当金が計上されていない。適切な徴収不能 引当金の計算を行い、財政状況を適切に財務諸表において 表現するよう求めるべきである。	148
	2.	日常生活	自立支援事業		
		意見	①事業実績の管 理について	実績件数が目標件数を大幅に上回っている。目標利用数の 設定に当たり、前年度実績数を加味した数値を設定し、適 切な予算措置を行うことが望まれる。	154

事	指摘	項目	要台	頁				
業	意見	ЯH	У Р	Α				
[10]新雇用開発課								
1-2.70歳現役応援センター設置(県内全域展開含む)								
	意見	①再委託に係る 契約方法につい て	県では、「70歳現役応援センター」を公益法人に特命随意 契約で委託し、同法人は一部業務を民間職業紹介事業者に 再委託している。県が委託業務の進捗状況や内容を把握す る精度を高めていくためにも、直接委託することを検討す べきと思われる。	156				
1-3. 70 歳現役社会づくりモデル地域事業								
	意見			160				
1 -	4. 70 歳	現役社会実現に向い	けた高齢者の生きがいづくり促進事業					
	意見	①事業実績について	目標値に対し50%程度の集客となっている。目標数値として、決して高くない印象を受けるが、ニーズを調査する等により、実施内容の見直しや、周知方法の検討が必要と思われる。	163				
				163				
2.	シルバー	人材センター育成・	強化事業					
	意見	①補助交付先の管理について(公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会補助金) 【福岡県シルバー人材センター連合会補助	福岡県シルバー人材センター連合会において、財務規程に 反した取り扱いが散見されており、補助事業に関する事務 の適正化を図る観点から、監査の実施方法や事務指導の工 夫が望まれる。	165				
	新雇用I 1 — 1 — 1 —	業 意見 新雇用開発課 1-2.70 歳 意見 1-4.70 歳 意見 2.シルバー	# 意見	# 意見 項目 要情 #雇用開発課 1-2.70歳現役応援センター設置(県内全域展開含む) 原では、「70歳現役応援センター」を公益法人に特命随意 契約方法につい 石				

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁				
	[11]住宅計画課								
	1. 地域優良賃貸住宅供給促進事業費								
			①地域優良賃貸 住宅建設費補助 における補助対 象事業の普及状 況について	平成 25 年度において、補助金の受給件数は 1 件のみである。当事業を開始した当初は高齢者の住居を安定的に確保するという意義があったのであろうが、当該意義が現在も継続しているのかどうか検討すべきである。	168				
		意見	②高齢者向け優 良賃貸住宅家賃 減額補助におけ る補助金の支給 額計算方法につ いて	補助金の計算方法は、計算式が複雑な割には入居者負担額 の差が僅少となっており、負担能力の観点から疑問に思われる。また、複雑な計算式の設定により、職員の事務手続 が煩雑になっているにもかかわらず、結果として入居者の 負担にあまり差が発生しないのは、事務の効率性に問題が あるように思われる。今後の在り方については国と協議していくべきであろう。	168				
	2. 1								
		意見	①あんしん住宅事業における委託の成果について	目標数に対して、実績は毎年未達となっている。実績が目標に達しない場合、その原因を分析したうえで、事業の統廃合や目標を達成するための改善策、若しくは目標そのものを見直す等の検討をすべきである。	170				
			②あんしん住宅 事業における特 命随意契約の理 由について		171				
			③アドバイザー 派遣事業におけ る委託の成果に ついて	年間派遣件数が 20 件しかなく、県民に広く活用されているとは言い難い。	172				

Ⅱ. 総論(意見)

項目	要旨	頁	
	財務分析結果より、全法人の平均値で見ても、社会福祉法人別に見ても、比		
 1. 社会福祉法人	較的財務内容が良い状況にあると言える。そこで今後は、いわゆる内部留保		
1. 位去価位伝入 について	(利益剰余金) について、事業継続に必要な額を除いて計画的に社会福祉事	173	
(=) ((業や公益事業に再活用するよう、県が社会福祉法人を指導することにより、		
	更なる地域福祉の推進を図ることが期待される。		
	監査の結果、財務事務手続上の書類に不備はないものの、3E(有効性、効率		
2. PDCA サイクル	性、経済性) や公平性の視点から事業を適切に実施できているか否か判断で		
2. PDCA リイクル の活用について	きない事業が見受けられた。特に、有効性や効率性の視点からは、計画や目	221	
の角用にういて	標の設定から実績評価や見直しの流れをPlan-Do-Check-Actionサイクルによ		
	り適切に循環させていくことが課題と考えられる。		
	随意契約審査会の制度については、これが形式的な審査となり、単に審査資		
	料作成の事務作業を増やすだけの制度とならないよう、ガイドラインの厳格	225	
3. 特命随意契約	な適用と、適切な審査体制の維持が望まれる。また、ガイドラインから随意		
について	契約・特命随意契約を適用できる根拠を探すのではなく、より効果的・効率	225	
	的に事業を進める方法が他にないかという姿勢で委託先選定に臨むことを期		
	待する。		